## 第3号議案

## 平成24年度

亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

平成24年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度亀岡市の地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ955,648千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に よる。

(繰越明許費)

- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り 越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。 (債務負担行為)
- 第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行 為」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年12月4日提出

亀岡市長 栗 山 正 隆

# 第1表 歲入歲出予算補正

# 1 歳 入

款	項	補正前の額	計		
		千円	千円	千円	
3 国庫支出金		0	45, 450	45, 450	
	1 国庫補助金	0	45, 450	45, 450	
4 府支出金		102,690	△952	101,738	
	1 府補助金	102,690	△952	101, 738	
7 繰越金		1,000	2, 217	3, 217	
	1 繰越金	1, 000	2, 217	3, 217	
8 諸収入		2 3	1, 733	1, 756	
	2 雑入	2 3	1, 733	1, 756	
9 市債		8, 000	40, 400	48, 400	
	1 市債	8,000	40, 400	48, 400	
歳入	合 計	866, 800	88,848	955, 648	

## 2 歳 出

款	項	補正前の額	計		
		千円	千円	千円	
1 管理費		3 1 2, 3 2 6	2, 048	3 1 4, 3 7 4	
	1 施設管理費	295, 912	2, 048	297, 960	
2 事業費		39,618	85, 900	125, 518	
	1 施設費	39,618	85, 900	125, 518	
3 公債費		513, 856	900	514, 756	
	1 公債費	513, 856	900	514, 756	
歳出	合 計	866, 800	88,848	955, 648	

### 第2表 繰越明許費

款			項		- -	事	業	名		金	額
2事 業	費	1施	訍	費	農業	集	落 排	水事	業	90,	千円 900

#### 第3表 債務負担行為

事 項	期間	限度額
地域下水道施設管理等業務委託経費	平成 24 年度から平成 25 年度まで	千円 45,800

### 第4表 地方債補正

#### 変更

起債の目的		補 正	前		補 正 後			
起復の日的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千 の 8,000 ( た	(1) 普通貸借 (2) 証券発行 (3) 本債にかわる 短期債を起ご すことができ る。	5 以 だ見でる等、し後は直率 (利方入資い見つい該の ・ しり府つ率行お当後	政い融り他そ協にし都置還し償低すきでは条銀場債する市に間限又若にこ。資は条銀場債する市に間限又若にこ。では条銀場債する市に間限又若にこ。がよ及をはし借とがのよのはとのだの据償縮上はえで	千 円 48,400 (ただ格をきしが下は価う要れを必要であるのでは、格がでは価がでは価がでは価がではできるのではないです。 (本語の) また (	(1) 普通貸借 (2) 証券発行 (3) 本債にかわる 短期債を起っ すことができ る。	5 以 だ見でる等、し後は直率 (利方入資い見つい該の ・ しり府つ率行お当後	政い融り他そ協にし都置還し償低すきるで、任行合権る。財よ及をはし借と資は条銀場債する市に間限又若にこ。のの定よ、合期期、還利るるがはとのだの据償縮上はえで、